

# 高齢受給者も限度額適用認定証の提示が必要です

平成30年8月から高齢受給者(70歳～74歳)の所得区分(標準報酬月額)が細分化されたことから、医療費が高額になるときは、組合員証(被扶養者証)、高齢受給者証とあわせて限度額適用認定証の提示が必要となりました。提示が必要な方は、組合員が70歳以上で下表の「現役並みⅡ」または「現役並みⅠ」に該当する本人および被扶養者です。共済事務担当課をとおして「限度額適用認定申請書」を提出してください。

なお、提示しなかった場合は、一旦「現役並みⅢ」で算定された自己負担額を病院の窓口へお支払いいただき、本来の自己負担額との差額は約3ヵ月後に当組合から組合員へ支給します(手続きは不要です)。



## ● 高齢受給者の高額療養費算定基準額

負担割合	標準報酬月額	自己負担限度額		限度額適用認定証等の提示
		外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体	
3割	現役並みⅢ (83万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		不要
	現役並みⅡ (53万円以上 79万円以下)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		必要
	現役並みⅠ (28万円以上 50万円以下)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		必要
2割 ※1	一般 (26万円以下)	18,000円※2	57,600円	不要
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円	必要※3
	低所得Ⅰ (低所得Ⅱのうち所得が一定以下)		15,000円	必要※3

※1 生年月日が昭和19年4月1日以前の方は1割負担です。

※2 年間(前年8月1日から7月31日まで)の上限額は144,000円になります。

※3 限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

## 育児休業手当金・介護休業手当金の 給付日額上限額が変更になりました

給付日額は雇用保険法により上限額が設けられていますが、平成30年8月から次のとおり変更になりました。

### 【給付日額上限額】

#### 育児休業手当金

67%支給期間 13,622円 → **13,695円**

50%支給期間 10,165円 → **10,220円**

※標準報酬月額が47万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

#### 介護休業手当金

14,992円(支給率67%) → **15,075円**

※標準報酬月額が50万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

